

「霞ヶ関ゆう活」に向けた全府省共通の取組事項への対応

平成27年 6月 5日
内閣官房副長官補室

1 前回の「夏の生活スタイル変革」に関する次官級連絡会議（4月24日）における全府省共通の取組事項に関する要請に対し、会計検査院、内閣人事局、財務省から以下の回答があったので、報告する。

(1) 会計検査院からの回答

「霞ヶ関ゆう活」期間中（7、8月）の会計検査院の現地検査については、各検査対象機関と調整して、検査対象機関の勤務時間に合わせて原則として16時15分までに終了する。その際、実質的な検査時間を確保しつつ、従前よりも検査開始時刻を早めるなどして対応する。

(2) 内閣人事局からの回答

例年8月末～9月上旬に作成を求めている機構・定員要求等の関係資料（35資料）のうち、関係資料を参照することで代替が可能な資料（要求とりまとめに関する5資料）については廃止する。また、要求内容の詳細を把握するために作成する補助的資料（再任用短時間職員に係る資料、級別定数等の運用状況に係る資料等の11資料）については、その提出期限を9月中旬以降に延長する。更に、記載事項の簡素化や作成作業の前倒しなど各府省の作業負担の軽減を図る（2資料）。

(3) 財務省からの回答

例年8月末～9月上旬に提出を求めている概算要求関連調書（24調書）のうち、要求内容の詳細を把握するために作成する補助的調書（補助金等整理合理化等に関する調書、行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況調等の14調書）については、その提出期限を9月末まで延長する。

また、例年7月～8月に提出を求めている決算書作成関連調書について、決算の計数確定前に作業が可能なものについては提出期限を6月に前倒しするとともに、決算書本体ではない「決算の説明」作成関連調書など後ろ倒し可能なものについては提出期限を9月に変更する。

2 各府省による多数の府省への作業・調査依頼については、4月24日以降、内閣官房副長官補室に39件（6月1日現在）の登録があった。現時点では、既存作業・調査との重複等は見られないが、今後とも、問題点があれば指摘する。

夏の生活スタイル変革に向けた全府省共通の取組事項

平成27年4月24日
内閣官房

国家公務員の夏の生活スタイル変革実現のため、各府省等におかれては、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)及び「国家公務員における『夏の生活スタイル変革』(朝型勤務と早期退庁の勧奨)の実施方針」(平成27年3月27日内閣人事局公表)を踏まえつつ、以下の徹底をお願いしたい。

1 20時までの消灯の励行

期間中(7、8月)の毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日には、本府省等(霞が関等)において、遅くとも20時までの庁舎消灯を励行する。

2 政務等による各フロア巡回の励行

各府省等の政務等の幹部は、率先垂範して定時退庁を行うとともに、庁内の各フロア巡回等により職員の早期退庁を促す。

3 16時15分以降の会議、発注、待機の禁止

期間中(7、8月)は、16時15分以降に原則として会議を行わない。また、作業・調査依頼や法令・閣議決定等の協議について、16時15分以降の依頼や、超過勤務を前提とした短期間の締切設定を禁じる。したがって、16時15分以降の待機は原則として行わない。

4 会計検査院の实地検査

期間中(7、8月)の会計検査院の实地検査については、原則として16時15分までに終了するように会計検査院に協力を要請する。この際、実質的な検査時間を確保しつつ、従前よりも検査開始時刻を早めるなどして対応する。

5 概算要求等に伴う作業の見直し

概算要求関連調書の提出期限(例年8月末～9月上旬)について、過半を9月末まで延長する。決算書作成関連調書(例年7月)については、一部を6月又は9月中提出に変更する。また、これら調書の簡素化について検討する。

6 機構・定員要求等に伴う作業の見直し

機構・定員要求等の関係資料(例年8月末～9月上旬に提出)の過半について、提出期限の延長、廃止・簡素化等を行うことを検討する。

7 官庁訪問(採用活動)終了時刻の前倒し

官庁訪問(8月に実施)における就職希望者の面接の終了時刻(22時)をできる限り前倒しするよう取り組む。

8 作業・調査の重複排除

期間中に限らず、今後、各府省が多数の府省に作業・調査を依頼する場合には、必要最低限のものとし、適切な作業期間を設けるとともに、事前に内閣官房副長官補室に依頼内容を登録する。内閣官房副長官補室は、既存作業・調査との重複等の観点から問題点があれば指摘する。